

## 内外国工業所有権公報類解題目録利用上の注意

この目録は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、本目録において「情報・研修館」という。）が所蔵している内外国工業所有権公報類を収録するとともに、併せて利用者の便宜をはかるために、情報・研修館の公報閲覧室における閲覧の案内を掲載してあります。

以下、この目録の概要について説明します。

### 【 】目録の構成および形式

全体を3部に分け、第1部を情報・研修館所蔵内国公報関係、第2部を同外国公報関係、第3部を特許電子図書館・CD-ROM公報・マイクロフィルム関係とし、それぞれについて、資料の概要及び所蔵範囲等があきらかになるように、いくつかの項目を設けて解題を行った。

### 【 】情報・研修館所蔵公報

#### 1. 共通事項

- (1) 種 別：公報類を便宜上、四法別に区分した。
- (2) 名 称：外国公報は原資料名のほかに、日本語訳の名称を付し、また内国公報類は、出願公報目次など単独の資料として発行されていないものでも、内容を表示するものはそのまま資料名として記載した。
- (3) 所蔵範囲：資料の収集範囲および欠号などを記載した。  
なお、現在まで収集が継続されている資料について、内外国公報類については「～」で表示し、最終番号は記載していない。
- (4) 発行状況：定期的に発行されている資料は週刊、月刊などの別を記載し、不定期に発行されるものはその旨を表示した。
- (5) 整理区分：公報類を整理の態様にもとづき発行日順、番号順、分類別などの別に表示した。
- (6) 概 要：資料の内容がわかるように記載事項の概要などを記載した。

#### 2. 内国公報類関係

- (1) 所蔵範囲：「発行年月日、(公報番号)」、「登録又は公告番号等」及び「登録又は公告年月日等」の3つに分けて記載した。

#### 3. 外国公報類関係

- (1) 整理番号：国及び機関ごとに、国別整理番号を付した。
- (2) 所蔵範囲：発行年次、番号及び主な欠号の3つに分けて記載した。  
発行年次：公報、索引関係の資料はその発行年次を記載した。  
番 号：特許番号、公開番号などの資料の収集範囲が番号でわかる場合は、それぞれの番号を記載した。  
主な欠号：継続して発行されている資料で、収集の途中で欠号が生じたときは、その欠号の範囲を記載した。

- (3) 国名： 公報類の該当国名は、略称（平成3年8月23日長官指定）又は通称名を記載した。  
国及び機関の配列はP C I P Iのカントリーコードの順番とした。
- (4) 使用言語： 資料に用いられている言語を記載した。
- (5) その他の資料： 外国公報類の利用の便宜を図るため、国及び機関の2文字コード、各国におけるI P Cの付与状況、諸外国との工業所有権の公報類の相互交換状況、主な国の特許明細書受入状況、主な特許明細書類の閲覧方法、国別工業所有権公報類の交付及び受入状況の一覧表を掲載した。

#### 【 】特許電子図書館・CD ROM公報・マイクロフィルム関係

1. 特許電子図書館（特許電子図書館情報検索端末（I P D L専用端末）による閲覧）  
国内公報類の文献番号照会データについては公報発行日までに蓄積、それ以外については適宜蓄積しているため、特許電子図書館システム内の「文献蓄積範囲」または「検索可能範囲」を参照されたい。
2. CD - ROM公報  
電子データ（CD - ROM）のため、検索キー項目とCD - ROM公報所蔵範囲を掲載し、公報類の概要等については情報・研修館所蔵公報と重複するので省略した。
3. マイクロフィルム  
国名、種別、所蔵範囲について記載し、公報類の概要等については情報・研修館所蔵公報と重複するので省略した。

#### 【 】情報・研修館資料の閲覧範囲

情報・研修館所蔵の紙公報類については一部出納制となっているため、即日の閲覧が不可能な場合があるので、詳しくは情報・研修館に照会されたい。

## CD-ROM公報閲覧案内

### (1) 利用時間

月～金曜日 9:00～17:45

〔休館日〕土・日曜日、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）

### (2) 利用方法

第一公報閲覧室受付においてCD-ROM機器利用証を受け取り、指定されたCD-ROM機器をご利用下さい。

CD-ROM機器の操作は、閲覧者ご自身が行って下さい。職員が随時ご説明します。

一回の利用時間は、2時間といたします。（機器が空いていれば継続利用できます。）

CD-ROM機器の閲覧サービスは、無料をご利用になれます。

### (3) コピーサービス

CD-ROM機器により検索したヒットリストや文献は、有料でプリントアウトが出来ます。プリントアウトした文献等は精算窓口まで持参し、料金をお支払い下さい。